

本文は、全国公益法人協会発行の「月刊公益法人 2010 年 5 月号」に掲載された記事の元原稿です。校正等により実際に掲載された記事とは異なる場合がございます。また、執筆時点の情報で記載していますので、現状と異なる場合がございます。予めご了承下さい。

## 入門公益法人 [ 2 ] 公益法人会計基準の基礎知識

税理士 山下雄次

### はじめに

会計基準は、その適用する法人又は団体によって異なり、一般的に普及している会計基準は企業会計であって、株式会社などの営利法人で適用することを前提としている。これに対して、非営利法人が適用する会計基準には、特例民法法人が適用している公益法人会計があり、その他にも社会福祉法人会計、宗教法人会計、学校法人会計など適用する法人によって異なる基準が設けられているケースが多い。これらの会計基準は、開示する目的の相違から表示形態などが企業会計とは異なるため、その会計基準の目的などの理解無くしては本質的な理解は困難なことが多い。しかし、その業界に精通していないとその法人に合った会計基準を適用して実際に財務諸表等を作成したり、移行申請書の作成に落とし込むことができないのではない。企業会計との相違点を把握することなどで直面する実務に対応することは十分に可能となる。そこで本稿では、特例民法法人が適用する公益法人会計に的を絞って、公益法人会計の理解の足掛かりとなるべく基本的な項目を中心に確認していく。

### 公益法人会計基準の変革と適用時期

公益法人会計は、現行適用されている基準として、昭和 60 年基準、平成 16 年基準、平成 20 年基準の 3 つの基準が存在している。昭和 60 年基準は収支計算を中心とした体系であるために、損益計算を中心とする企業会計との乖離事項が多く企業会計に慣れていると理解が困難になりやすい。これに対し、平成 16 年基準は、昭和 60 年基準から大きく様変わりして、基本的なスタンスも企業会計に歩み寄っているため、企業会計との相違点を押さえることで実務対応が可能なレベルに到達することができる。最後の平成 20 年基準は、公益法人制度改革関連三法の成立を受けて、新制度を踏まえた会計基準を整備する必要があることから公益認定等委員会が取りまとめた基準である。平成 16 年基準と平成 20 年基準との相違点は、移行申請又は公益申請に係る申請書の作成事務の利便に資することを目的とすることであるので、基本的な評価方法などの会計基準の根幹は平成 16 年基準と変わらず、区分や表示方法が申請書類の作成に直結するようなものになっている。

### 【各会計基準の適用時期】

| 会計基準      | 特徴      | 適用時期  |
|-----------|---------|---|
| 昭和 60 年基準 | 収支計算中心  | 公認会計士もしくは監査法人の監査の対象法人は、平成 20 年 12 月 1 日以後、最初に到来する事業年度末に係る監査までしかその適用が認められない。 |
| 平成 16 年基準 | 損益計算中心  | 平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から <u>速やかに</u> 実施するものとする。                          |
| 平成 20 年基準 | 移行申請に対応 | 平成 20 年 12 月 1 日以後開始する事業年度から実施するものとする。                                      |

平成 20 年基準の適用開始時期が平成 20 年 12 月 1 日以後開始する事業年度とされていることから、平成 21 年度からは強制的に平成 20 年基準を適用する必要があるのかという疑問が沸く。しかし、特例民法法人については、平成 20 年 12 月 1 日以後開始する事業年度（平成 21 年度）からではなく、その翌事業年度（平成 22 年度）から適用することで差し支えないと規定されている（会計基準等運用指針附則 2）。では、平成 22 年度からは強制適用なのかということ、移行が完了するまでは主務官庁の指導監督が継続することから昭和 60 年基準又は平成 16 年基準に基づく財務諸表の作成が求められているので、平成 20 年基準を移行前に適用する必要はないと考えられる。しかし、移行申請書を作成するには、平成 20 年基準による会計区分に基づく損益ベースによる収支予算書の作成が不可欠になるので、会計基準の適用時期とは別に移行のシュミレーションでも必要となることに留意したい。

### 各基準において作成する財務諸表等

企業会計も国際会計基準への歩み寄りをしている過渡期であることから、新しい会計基準が次々と導入されることがあっても作成する書類は同じである。しかし、上述した昭和 60 年基準、平成 16 年基準又は平成 20 年基準はそれぞれ作成する書類に相違がある。つまり、同一の法人が、どの会計基準を適用するかで作成する書類が異なるので、この会計基準の変更には事前の準備が必要であり、会計ソフトのバージョンアップが必要なケースもあるだろう。

## 【作成書類の種類】

| 昭和 60 年基準   | 平成 16 年基準  | 平成 20 年基準（移行後）  |
|---|--|---|
| ① 収支計算書<br>② 収支予算書<br>② 正味財産増減計算書 <u>〔ストック式又はフロー式〕</u><br>③ 貸借対照表<br>④ 財産目録 | ① <u>収支計算書（内部管理）</u><br>② <u>収支予算書（内部管理）</u><br>② 正味財産増減計算書 <u>〔フロー式〕</u><br>③ 貸借対照表<br>④ 財産目録<br>⑤ キャッシュフロー計算書（大規模公益法人のみ） | ① <u>収支計算書（任意作成）</u><br>② <u>収支予算書（公益法人のみ、損益ベース）</u><br>② 正味財産増減計算書 <u>〔フロー式〕</u><br>③ 貸借対照表<br>④ 財産目録（公益法人のみ）<br>⑤ 附属明細書<br>⑤ キャッシュフロー計算書（大規模公益法人のみ） |

（注）大規模公益法人の規模

キャッシュ・フロー計算書を作成する必要がある公益法人は、次の①②③のいずれかに該当する法人となります。

- ① 前事業年度末の貸借対照表の「資産」合計額が 100 億円以上の法人
- ② 前事業年度末の貸借対照表の「負債」合計額が 50 億円以上の法人
- ③ 前事業年度の正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部「経常収益」額が 10 億円以上の法人

### （1）収支計算書

収支計算書は、昭和 60 年基準では計算書類の中心的な存在であったが、平成 16 年基準からは内部管理書類として財務諸表から外されている。しかし、特例民法法人の運営上無くてはならない重要な書類であるという位置づけは変わらず、主務官庁の指導監督に基づき収支計算書の作成が行われている。移行後に適用する平成 20 年基準になると、主務官庁の指導監督を受けないことから収支計算書の作成は、その法人の自主性に任されることになる。

### （2）収支予算書

収支予算書については、昭和 60 年基準及び平成 16 年基準ともに収支計算書と同様の取扱いが行われているが、移行後は公益社団・財団法人なのか一般社団・財団法人なのかで取扱いが異なる。一般社団・財団法人であれば収支予算書の作成は法人の任意であるのに対し、公益社団・財団法人に移行すると収支予算書の作成が義務付けられている。この収支予算書は従前の資金の増減を管理するものではなく、損益の増減を管理する損益予算書であることから純然たる収支予算書の作成は公益・一般を問わず法人の任意となる。なお、収支計算と損益計算の違いについては「収支計算と損益計算の相違点」として下述してい

るので確認していただきたい。

### (3) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書とは、企業会計でいう純資産に相当する正味財産がどのように増減したのかを開示する書類である。企業会計にはない独自の書式であり、ストック式とフロー式という2種類の様式があったので理解に難かったが、正味財産を計算するアプローチを理解してから書式を見ると理解しやすい。ストック式とは一事業年度における資産と負債の増減から正味財産の増減を表現し、フロー式とは一事業年度における収益と費用から正味財産の増減要因を表現している。このストック式は昭和60年基準における独特の書式であり、収支計算書によって計算された資金の増減額をスタートとして、～増加額、～減少額といった科目で資金外項目である財産の増減を加減して正味財産の増減を表している。フロー式は企業会計でいう損益計算書と同様のつくりで、収益から費用を引く計算構造であることから、公益法人会計に馴染みのない人でもスムーズに作成が可能となる。このストック式からフロー式への変革は財務諸表の体系を企業会計に近づけることによって、情報を閲覧するサイドの利便に資するよう配慮されたと言える。公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人が作成する計算書類等については、一般社団法人及び財団法人に関する法律で貸借対照表、損益計算書、事業報告及びこれらの附属明細書と規定していることから損益計算書と正味財産増減計算書は同一のものと捉えており、公益認定等委員会から公開されているFAQなどでも「損益計算書(正味財産増減計算書)」と表現されている。

### (4) 附属明細書

平成20年基準から附属明細書の作成が一般、公益を問わず義務付けされている。内容としては、貸借対照表及び正味財産増減計算書に係る事項を表示するものとして、有形、無形固定資産の明細及び引当金の明細、その他重要な事項について記載すると定められている。しかし、これらの事項を注記することによって、附属明細書にその旨の記載をもって内容の記載は省略できるので特別な作業が増えることはないだろう。

### 収支計算と損益計算の相違点

平成16年基準から損益計算が中心になったことから、正味財産増減計算書がフロー式に統一されたが、収支計算書の作成も内部管理書類として義務付けられている。フロー式の正味財産増減計算書と収支計算書は様式が類似しているため同一視しやすいが本質的には全く異なる書類である。

この相違点を明確にするには収支計算書のベースとなる「資金」を理解することが近道となる。「資金」とは、現金及び預金の他に短期的に現金化が可能なものも含み、その範囲は法人が任意に定めることができ、一般的に現金預金及び短期債権債務としている法人が多い。収支計算は、その資金項目の増減額を表すものであることから、資金項目が増えれ

ば収入と認識し、資金項目が減少すれば支出を認識する。つまり、資金項目と資金外項目との間の取引を、収入又は支出として認識することになる。これに対して、損益計算においては資金項目の増減とは別に企業会計に準じた方法で収益及び費用を認識することによって正味財産の増減額を計算するものであることから似て非なるものと言える。

平成16年基準では収支計算書及びフロー式の正味財産増減計算書の双方を作成する必要があることから、原則的に1取引2仕訳になる。そのため、会計ソフトの入力も1仕訳入力するとその入力した仕訳に対応するもう1対の仕訳が作成されるような仕組みになっているものが多い。会計ソフトによっては損益仕訳を中心とするケースと収支仕訳を中心とするケースがあり、企業会計に慣れていると前者を、昭和60年基準の収支取引に慣れていると後者を導入しているようである。

ここでは、収支計算と損益計算の取扱いの違いが明確にするために損益仕訳を中心として下記の取引を検証していく。

#### 取引①：車両の購入

|      |            |   |            |
|------|------------|---|------------|
| 損益仕訳 | 車両 525     | / | 現金預金 525   |
| 収支仕訳 | 車両購入支出 525 | / | (資金項目) 525 |

損益仕訳では車両という固定資産の取得であるために費用の計上は行わないが、収支仕訳では車両の購入に伴い資金項目である現金預金が減少しているので、車両購入支出として資金項目の減少を認識する。

#### 取引②：車両購入に係る特定資産（減価償却引当資産）の取崩

|      |            |   |              |
|------|------------|---|--------------|
| 損益仕訳 | 現金預金 525   | / | 特定資産 525     |
| 収支仕訳 | (資金項目) 525 | / | 特定資産取崩収入 525 |

これまで特定資産として積立っていたものを取崩して、車両の購入財源に充てている取引なので、損益仕訳では資産の振替にすぎない。収支仕訳では資金項目以外の特定資産を減らして、購入財源に充てる資金項目を増やしているので特定資産取崩収入という資金項目の増加を認識する。

## 取引③：車両に係る減価償却費の計上

|      |                    |
|------|--------------------|
| 損益仕訳 | 減価償却費 105 / 車両 105 |
| 収支仕訳 | 資金外取引のため仕訳なし       |

車両の取得価額の一部を減価償却という手続きを経て費用化しているため、損益仕訳では減価償却費という費用を認識する。収支仕訳では資金項目の増減がない取引なので仕訳が存在しない。

## 取引④：車両に係る特定資産（減価償却引当資産）の計上

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 損益仕訳 | 特定資産 105 / 現金預金 105       |
| 収支仕訳 | 特定資産取得支出 105 / (資金項目) 105 |

上記の取引③における減価償却費の計上に対応して、次の車両購入の資金を蓄えるべく、減価償却費相当額を特定資産として積み立てた場合には、損益仕訳では単なる資産の振替にすぎないが、収支仕訳では、資金項目を特定資産という資金外項目へ振り替えているので特定資産取得支出として資金項目の減少を認識することになる。

## 取引⑤：車両売却

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 損益仕訳 | 現金預金 600 / 車両 420<br>車両売却益 180 |
| 収支仕訳 | (資金項目) 600 / 車両売却収入 600        |

売却した場合の、損益仕訳は譲渡対価とその譲渡された車両の帳簿価額その差額である売却損益を収益又は費用として認識する必要があり、上記取引⑤では譲渡対価 600 が車両の帳簿価額 420 より 180 大きいので、180 を売却益として認識している。これに対し、収支仕訳では、売却代金として 600 の資金項目が増加していることから、車両売却収入として資金項目の増加を認識することになる。

【収支計算書と正味財産増減計算書の構成内容】

| 収支計算書                           |                                 | 正味財産増減計算書               |                    |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------|--------------------|
| (支出の部)                          | (収入の部)                          | (費用の部)                  | (収益の部)             |
| 費用となる支出<br>固定資産取得支出<br>特定資産取得支出 | 収益となる収入<br>固定資産売却収入<br>特定資産取崩収入 | 費用となる支出<br><b>減価償却費</b> | 収益となる収入<br>固定資産売却益 |
| 当期収支差額                          |                                 | 正味財産増加額                 |                    |

出典：公益法人をめぐる新しい会計・制度・税務（苅米裕）一部修正

【資金の範囲】

貸借対照表

|        |        |
|--------|--------|
| 流動資産   | 流動負債   |
| 現金預金   | 短期金銭債務 |
| 短期金銭債権 | 固定負債   |
| 基本財産   | 正味財産   |
| 特定資産   | 指定正味財産 |
| 固定資産   | 一般正味財産 |

で囲った部分を資金の範囲としている法人が多い。

公益法人会計の特徴

公益法人会計は、平成 16 年基準において企業会計の取扱いを積極的に導入していることから、企業会計と同様な規定が多く設けられているようになった。しかし、公益法人会計独自の目的があることから全てにおいて同じという訳にはいかない。そのため、特徴的な科目の表示などもあるので慣れないうちは戸惑うこともあるだろう。このような企業会計との表示の違いのうち、特徴的なものについて平成 16 年基準をベースに検討していきたい。

(1) 貸借対照表関係

① 基本財産

基本財産とは、貸借対照表の資産の部にある固定資産のひとつであって、法人の寄付行為又は定款において基本財産と定めた資産であり、財団法人の人格の基礎となることから、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産である。また、社団法人においても主務官庁の指導により基本財産を積立てているケースがある。どちらにしても、基本財産は、安全性及び確実性を備えるとともに、一定の運用収入を確保する必要がある。

ることから、指導監督基準において価格変動が著しい有価証券などは基本財産として積み立てる対象としては不適当とされており、減価償却を行う建築物なども適当ではないとされている。なお、建築物などの減価償却を行う資産については、基本財産としては適当ではないとしながらも、基本財産に建物などが計上している法人が多く、その建物に係る減価償却相当額を減価償却引当資産として計上しているケースも多い。

基本財産は法人の基礎となるものであることから、その基本財産を売却などの処分をすることは原則として認められていない。やむを得ず基本財産を処分する場合には理事会等の承認を得るとともに主務官庁の承認を得る必要があることから非常にハードルが高いと言える。

## ② 特定資産

特定資産とは平成16年基準において新しく設けられた固定資産の区分である。特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であって、預金や有価証券等の金融資産のみならず土地や建物等も含まれる。この特定資産は使途が特定されていることが特徴でもあることから下記のような事項を取りまとめた取扱要領を作成することが望ましい。特定資産は遊休財産の保有制限の計算において控除対象財産とされているのも、その使途が制限されているからであって、取扱要領などの整備がされていないと使途が制限されている証明ができないことになる。

特定資産として計上されるものとしては、退職金の支給に備えるための退職給付引当資産、減価償却資産の買換え等に備えるための減価償却引当資産などが挙げられるが、移行認定後に法人が積み立てる特定費用準備資金なども特定資産のひとつとなる。

退職給付引当資産は、退職給付を支払うための預金等であり、退職給付引当金を計上している法人であっても、その引当金相当額に対応する資産が事務所保証金などの換金化できないようなものでは意味がない。そこで、支払財源として使途を定めて確保した預金等が退職給付引当資産となるので、貸借対照表の負債の部に計上されている退職給付引当金と同額を計上しているのが理想的といえる。

減価償却引当資産は、その減価償却を行っている固定資産の買換え等に備えて資金を確保するために使途を制限した預金等である。そのため、減価償却費相当額を毎事業年度積み立てることによって、減価償却引当資産と減価償却累計額が一致することが望まれる。

なお、基本財産に減価償却を行う資産が計上されていて、その減価償却相当額について減価償却引当資産を計上する場合には、その区分は特定資産ではなく基本財産となるので注意したい。



#### 【取扱要領の記載事項】

- |              |
|--------------|
| (ア) 目的       |
| (イ) 積立方法     |
| (ウ) 目的取崩の要件  |
| (エ) 目的外取崩の要件 |
| (オ) 運用方法     |

### ③ 正味財産

正味財産とは、貸借対照表上の資産から負債を差し引いて算出される。特例民法法人が設立時に寄附金等として受け入れた金額と毎事業年度における収益から費用を差し引いた金額の累計が正味財産を構成している。企業会計でいう株主資本の部に類似するが、出資などの資本とその資本の運用によって獲得した利益を明確に区分することを要請している企業会計とは性格が異なり、公益法人会計においては資本と利益の区分という概念がない。資本と利益の区別とは異なり、平成 16 年基準からは正味財産を指定正味財産と一般正味財産とに区分して表示することが要請されている。これは寄付者から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確化するために、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制限させている寄付を受け入れた部分を指定正味財産とし、指定正味財産以外の正味財産を一般正味財産と表示することになった。昭和 60 年基準を適用している法人については、これから用途の制限があるか否かを分析して、正味財産を指定正味財産と一般正味財産に区分しなければならない。

#### 【正味財産の部の変革】

| 昭和 60 年基準 |        | 平成 16 年基準以降 |                  |
|-----------|--------|-------------|------------------|
| 【資産の部】    | 【負債の部】 | 【資産の部】      | 【負債の部】           |
| 流動資産      | 正味財産   | 流動資産        | 正味財産             |
| 基本財産      |        | 基本財産        |                  |
| 固定資産      |        | 特定資産        |                  |
|           |        | その他固定資産     | 指定正味財産<br>一般正味財産 |

### (2) 正味財産増減計算書関係

正味財産増減計算書は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分されており、貸借対照表における正味財産の部の区分と対応がとれている。

#### ① 指定正味財産増減の部（正味財産増減計算書の下段）

指定正味財産増減の部は、用途の制限される指定正味財産の増加額と減少額を表示して、さらに期首指定正味財産の期首残高を加算することによって貸借対照表の指定正味財産の金額を導く作りになっている。指定正味財産の増加項目は限定的で、用途が制限

される補助金、寄附金の受取り又は基本財産などの評価益くらいである。国又は地方公共団体からの補助金等を受け入れた場合には、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産の増加の部に記載して、その補助金等の目的とされる支出が行われるとその金額を指定正味財産から一般正味財産へ振り替えることになる。なお、その事業年度末までにその目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受取額を指定正味財産増減の部を通さないで、直接、一般正味財産増減の部に計上することができる。そのため、補助金等を受取っていても指定正味財産増減の部に何ら記載が無いからといって会計処理に問題があるのではない。

## ② 一般正味財産増減の部（正味財産増減計算書の上段）

一般正味財産は使途の制限がある指定正味財産以外と捉えられることから、一般正味財産のみの法人も多くある。したがって、正味財産増減計算書においても一般正味財産増減の部に全取引が計上されることも少なくない。また、移行申請書の別表Gである収支予算書（損益ベース）も一般正味財産増減の部の記載しかない。

一般正味財産増減の部は、経常増減の部と経常外増減の部に区分されており、経常増減の部には毎期経常的に発生する取引が計上され、経常外増減の部には臨時的な取引が計上されることになる。そのため、公益認定基準である収支相償及び公益目的事業比率は、経常増減の部に計上されている金額をもって判定することになる。

公益法人会計基準の経常費用は、企業会計でいう売上原価、販売費及び一般管理費に相当する経常的な費用項目であるが、企業会計の売上原価が公益法人会計基準の事業費に直接対応するようなものではない。事業費とは、その法人の事業の目的のために要する費用であって、管理費とは法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用と定めている。移行申請前に事業管理費（間接事業費）を管理費として処理していた場合であっても、事業との関連性に応じて事業費に配賦することが認められている。事業費に含むことができる例示として、専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費について、公益目的事業に係る従事割合を乗じた金額を公益目的事業費とすることが許容されていることから、移行後の取扱いは、これまでの指導監督基準よりも事業費の守備範囲がかなり広い。

平成20年基準においては正味財産増減計算書を公益社団・財団法人であれば公益目的事業、収益事業等及び法人会計に、一般社団・財団法人であれば実施事業等会計、その他会計及び法人会計に区分することになる。経常収益及び事業費は区分することになるのだが、管理費については法人会計にまとめられるので各事業に配賦する必要はない。これは管理費が法人の事業運営に必要な費用ではなく、法人の管理運営のための費用であることの表れであろう。なお、平成20年基準における正味財産増減計算書の区分は移行申請書の別表Gの区分と一致するので会計区分が確定しないと適用することは困難であろう。

【正味財産増減計算書の表示】

| 正味財産増減計算書（公益法人会計）  | 損益計算書（企業会計）  |
|--|--|
| <p>I 一般正味財産増減の部</p> <p>1. 経常増減の部</p> <p>(1) 経常収益</p> <p>① 事業収益</p> <p>② 受取補助金等</p> <p>経常収益計</p> <p>(2) 経常費用</p> <p>① 事業費</p> <p>② 管理費</p> <p>経常費用計</p> <p>当期経常増減額</p> <p>2. 経常外増減の部</p> <p>(1) 経常外収益</p> <p>① 固定資産売却益</p> <p>経常外収益計</p> <p>(2) 経常外費用</p> <p>① 固定資産売却損</p> <p>経常外費用計</p> <p>当期経常外増減額</p> <p>当期一般正味財産増減額</p> <p>一般正味財産期首残高</p> <p>一般正味財産期末残高</p> <p>II 指定正味財産増減の部</p> <p>① 受取補助金等</p> <p>当期指定正味財産増減額</p> <p>指定正味財産期首残高</p> <p>指定正味財産期末残高</p> <p>III 正味財産期末残高</p> | <p>I 営業損益</p> <p>1. 売上高</p> <p>2. 売上原価</p> <p>売上総利益</p> <p>3. 販売費及び一般管理費</p> <p>営業利益</p> <p>II 営業外損益</p> <p>1. 営業外収益</p> <p>2. 営業外費用</p> <p>経常利益</p> <p>III 特別利益</p> <p>IV 特別損失</p> <p>税引前当期純利益</p> <p>法人税、住民税及び事業税</p> <p>当期純利益</p> |

おわりに

これまで公益法人会計の特徴的な取扱いについての説明を行ってきたが、特例民法法人が公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人のどちらに移行しても、この公益法人会計の適用を義務付けていることはないというFAQで解説されている。実際に移行認可を受けた

法人の申請書では昭和 60 年基準、平成 16 年基準などではなく、企業会計を採用していたケースもあった。一般社団・財団法人であれば「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」を文字通り受け取って企業会計などでも対応可能なケースもあるだろう。しかし、公益社団・財団法人では今後毎年提出する事業報告書の作成を意識すると平成 20 年基準が便利なのは間違いない。公益法人会計に係る会計ソフトは企業会計に比して高額のものが多いが、事務スタッフの負担を考えるとバージョンアップ又は新規導入が必要となるだろう。しかし、ソフトを導入したからと言って書類作成が完了するのではなく、作業をする担当者が平成 20 年基準及び公益法人制度改革を理解していないと全く意味のない投資になってしまう。平成 20 年基準の理解は、公益法人制度改革とセットで考えなければならぬので習得するには容易ではないが、移行認定を選ぶのであれば必須のスキルと考えられる。